



防ごう！ 高齢者の交通事故

令 和2年12月1日現在の田村市内の高齢者（65歳以上）人口は12,621人で、総人口35,716人に占める割合（高齢化率）は、35.34%に達しています。今後は更に高齢化が進むと見込まれます。

高齢化率の上昇に比例して高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されます。高齢者の交通事故を防止するため、交通ルールを守り、安全運転の継続に努めましょう。



夜間の外出には
反射材を活用しましょう

高齢者の方は、明るい時間帯に外出を済ませましょう。近所であっても車や自転車に気を付け、道路を横断する時には十分な安全確認をしてください。夜間など暗い時に外出する場合は、明るい色の服や反射材を着用することが効果的です。

安全運転支援装置の導入を
検討しましょう

最近では、衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術を活用した一定の運転支援機能を備え付けた「安全運転サポート車（サポカー）」が普及し始めています。年齢を重ねても長く安全に運転を続けていけるよう、危険を予測する運転を心がけるとともに、安全技術を備えた自動車の導入や装置の後付け設置も検討しましょう。

運転免許証の返納も
一つの選択肢

運転が「難しくなった」「怖い」と感じるようになった方は、運転免許証の返納も一つの選択肢です。運転ができなくなるといふことは不安も伴いま

高齢者の交通関連 支援事業

高齢者安全運転支援装置設置事業

65歳以上の運転者の交通事故防止と事故発生時の被害軽減のため、後付け安全運転支援装置を販売取付事業者（自動車整備事業者・カー用品量販店など）で新たに購入・整備した費用の一部を補助しています。

- 対象者 設置時に満65歳以上で、自動車運転免許証を保有している方
- 補助額 費用の1/2の額で上限20,000円。（国の補助があった場合はその残額が補助対象です。）
- その他 2年度の受付期限は2月末です。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局市民係

高齢者運転マーク 知ってますか？

高齢者ドライバーの保護を目的に、70歳以上のドライバーが車に貼り付けて表示するものです。努力義務のため、表示してなくても罰則などはありませんが、お互いを思いやるツールとして有効です。思いやりのある運転や心構えが事故ゼロへつながります。

高年齢に限らず、全ての人が事故なく安全・安心な生活を送るために、思いやりと心の余裕を持った交通マナーを心がけましょう。

高齢者交通対策支援事業

運転免許を保有していない高齢者の方の、移動の利便性を図り、社会参加の促進・高齢者福祉の増進を目的に、市デマンド型乗合タクシーまたは船引らくらくタクシーの利用券5,000円分を申請により1人1回限り交付します。ご家族の代理申請ができます。

- 対象者 市内に住所を有し、運転免許（小型特殊・原付を除く）を保有していない65歳以上の高齢者 ※介護施設などに入所中の高齢者は対象外
 - 申請方法 健康保険証やマイナンバーカードなどの確認書類を持って保健福祉部高齢福祉課、各行政局市民係または各出張所窓口で申請してください。
 - その他 当該利用券は一般のタクシーには使用できません。利用券の有効期限は3年3月31日までです。お早めに申請してください。
- ☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局市民係

利用者の声 船引町中山 松崎 功さん（83歳）



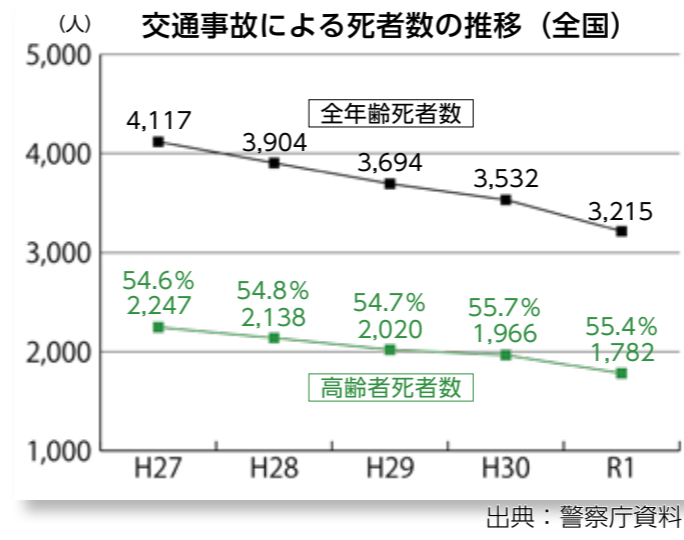
市の補助事業が開始された新聞記事を読んですぐに自動車整備工場に取り付けました。以前は狭い駐車場などでヒヤリとする場面がありましたが、取り付け後はアクセルを踏んでも急発進しないので安心して運転することができます。知り合いの高齢ドライバーにも勧めています。

高齢者ドライバーの交通事故 割合が増えています

近年、交通事故件数や交通事故による死者数は、シートベルト着用率の向上や罰則の強化などで、減少傾向にあります。しかしその一方で、全国の交通事故死者数に占める高齢者の割合は年々増加し、元年度は55.4%で約半数を占めています。市の高齢者による交通事故は、安全確認および前方不注意のほか、ブレーキ操作の不適切が原因となる交通事故が多い傾向です。年齢を重ねると、視野が狭くなるなど身体の衰えを感じたり、運転中や歩行中の危険の察知が遅れたりすることもあります。自分の身体の変化を自覚し、スピードを抑える、小まめに休憩を取るなどの運転を行うことが必要です。



▲田村警察署地域交通課
交通第二係長 小林大士さん



道路横断中に交通事故に遭う
高齢者が増えています

高齢者の方は、歩行の速度が遅くなり、走行してくる車両の速度や、車両との距離の判断を誤って横断することがありますので注意しましょう。車を運転する方は、横断してくる高齢の歩行者などがあるかもしれないと警戒し、減速や一時停止をするなど、高齢者の方の動きに対応できる安全な運転を心がけ、思いやりを持った運転をお願いします。

また、高齢運転者マークを付けた車両への幅寄せや割り込みは、法律で禁止されています。

高齢者運転免許証 自主返納支援事業

市内に住所を有する満70歳以上の方で、有効期限内の全ての運転免許証を自主返納後6カ月以内の方を対象に、次の支援内容から1つを選択し対象者1人につき1回のみ5000円分を交付します。警察署が発行する取消通知書もしくは運転経歴証明書（有料）と印鑑をお持ちのうえ申請してください。



- ①市デマンド型乗合タクシー乗車券
 - ②船引らくらくタクシー乗車券
 - ③JR東日本 Suica カード*
 - ④福島交通 Noruca カード*
- *カード作成料を含む
- ☎市民部 生活環境課
☎81・2272
各行政局市民係